

江別市災害時協力井戸の登録に関する要綱を次のように定める。

平成28年5月12日

江別市長 三 好 昇

## 江別市災害時協力井戸の登録に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震等の災害により水道が長期間断水状態になった場合に備え、飲料以外のトイレ、掃除等に使用できる水（以下「生活用水」という。）を確保するため、市内にある井戸を井戸所有者の協力により災害時協力井戸として登録することについて必要な事項を定めるものとする。

### (登録の要件)

第2条 災害時協力井戸の登録の要件は、原則として次のとおりとする。

- (1) 市内にある井戸であること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 現在井戸として使用し、今後も引き続き使用を予定していること。
- (4) 井戸水をくみ上げることができるポンプ、つるべ等があること。
- (5) 屋外等使用しやすい場所にあること。
- (6) 外部からごみ、土砂、汚染等の進入を防ぐ設備等があること。
- (7) 井戸水の色、臭い、濁り等が生活用水としての使用に不適當でないこと。
- (8) 災害時に市民に周知できるよう井戸の所在地、所有者氏名等の情報提供に井戸所有者が同意していること。

### (登録の申出)

第3条 災害時協力井戸の登録をしようとする井戸所有者（以下「申出者」という。）は、江別市災害時協力井戸登録申出書（第1号様式。以下「登録申出書」という。）により市長に申し出るものとする。

### (登録の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申出があったときは、現地調査を行った上で、要件等を確認して登録の可否を決定し、その結果を江別市災害時協力井戸登録（不登録）決定通知書（第2号様式）により申出者に通知するものとする。

### (維持管理)

第5条 前条の規定により登録を決定した旨の通知を受けた申出者（以下「登録者」という。）は、災害時協力井戸の適正な管理に努めるものとする。

2 市は、災害時協力井戸の維持管理等に要する費用に対する助成を行わないものとする。

### (災害時の井戸の使用)

第6条 市長は、地震等の災害により、井戸水による応急給水の必要が生じたときは、登録者に対し、被災市民が災害時協力井戸の井戸水を生活用水として使用することを要請

するものとする。

- 2 登録者は、井戸水を提供する際には、市が配付するのぼりを当該井戸のある家屋の入り口その他の近隣住民が認識しやすい場所に、注意標識を当該井戸周辺その他の井戸使用者が認識しやすい場所に設置するものとする。

(利用者の遵守事項)

第7条 災害時協力井戸の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 井戸の利用は、災害時に限られ、また、利用時間は、登録者の承諾が得られたときを除き、日中に限られること。
- (2) 井戸の利用は、登録者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。
- (3) 登録者から井戸に関する管理運営上の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

(登録期間)

第8条 災害時協力井戸の登録期間は、登録を通知した日が属する年度の4月1日から起算して3年間とする。

- 2 市長は、登録期間の更新が適当と認める場合は、さらに3年間登録期間を更新するものとする。ただし、登録者から登録期間の更新に対し異議の申出があったときは、この限りでない。
- 3 前項の規定は、登録期間を再度更新するときについて準用する。

(登録内容の変更)

第9条 登録者は、登録申出書の記載内容に変更が生じたときは、江別市災害時協力井戸登録変更申出書(第3号様式)により市長に申し出るものとする。

(登録の解除)

第10条 市長は、次に掲げる事由が生じた場合は、災害時協力井戸の登録を解除するものとする。

- (1) 登録者から江別市災害時協力井戸登録解除申出書(第4号様式)の提出があったとき。
- (2) 第2条各号に掲げる登録の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害時登録井戸として適当でないとしたとき。

- 2 市長は、前項の規定により災害時登録井戸の登録を解除するときは、江別市災害時協力井戸登録解除通知書(第5号様式)により登録者へ通知するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月12日から施行する。